

# 京都市伏見区久我の杜住宅地区建築協定

## 建築協定区域

京都市伏見区久我東町の一部

## 運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

## 協定内容（協定書より抜粋）

### ■目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条および京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条1項に定める区域内における建築物の敷地、用途、位置及び形態に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### ■建築物等の制限

第8条 協定区域内の建築物の敷地、用途、位置及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

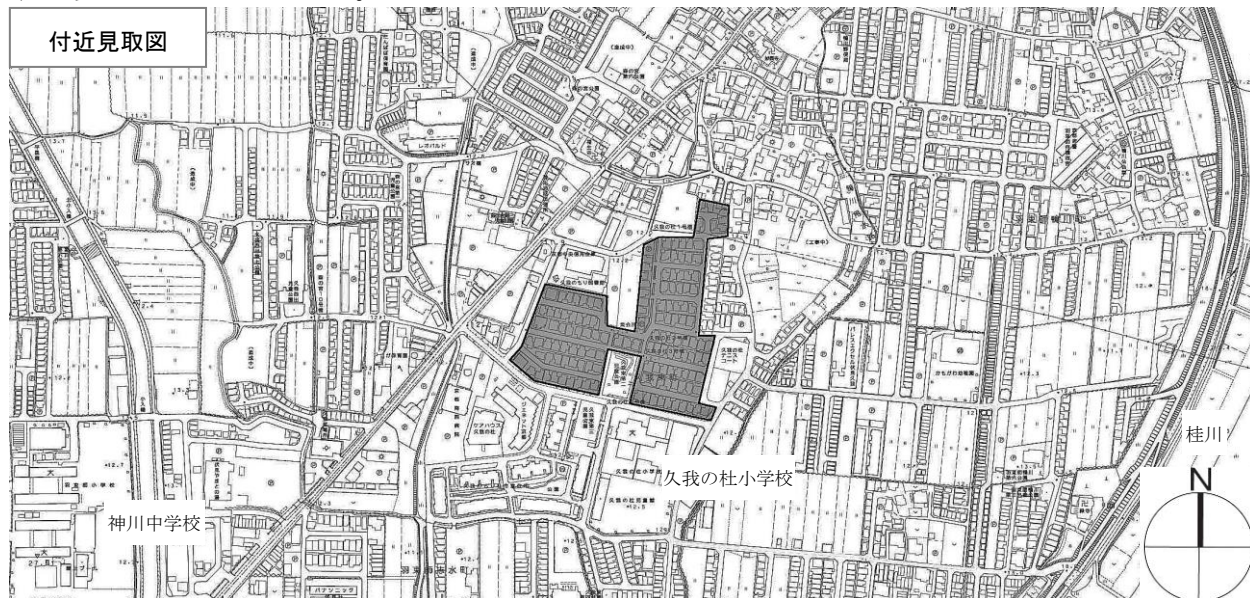
- (1) 建築物の敷地面積は、100平方メートル以上とする。
- (2) 敷地の地盤面の変更をしてはならない。ただし、車両出入口及び人の出入口の新設・増設等に伴う切土・盛土で、第14条に定める運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の認める場合は、この限りでない。
- (3) 建築物の用途は、1戸建て専用住宅または診療所（住宅を兼ねるものを含む。）とする。ただし、運営委員会が、環境上支障がないと認めたものはこの限りでない。
- (4) 建築物の外壁仕上面の隣地境界線からの後退距離は、50センチメートル以上とする。
- (5) 建築物の最高の高さは、10メートル以下とする。

### ■協定の適用除外

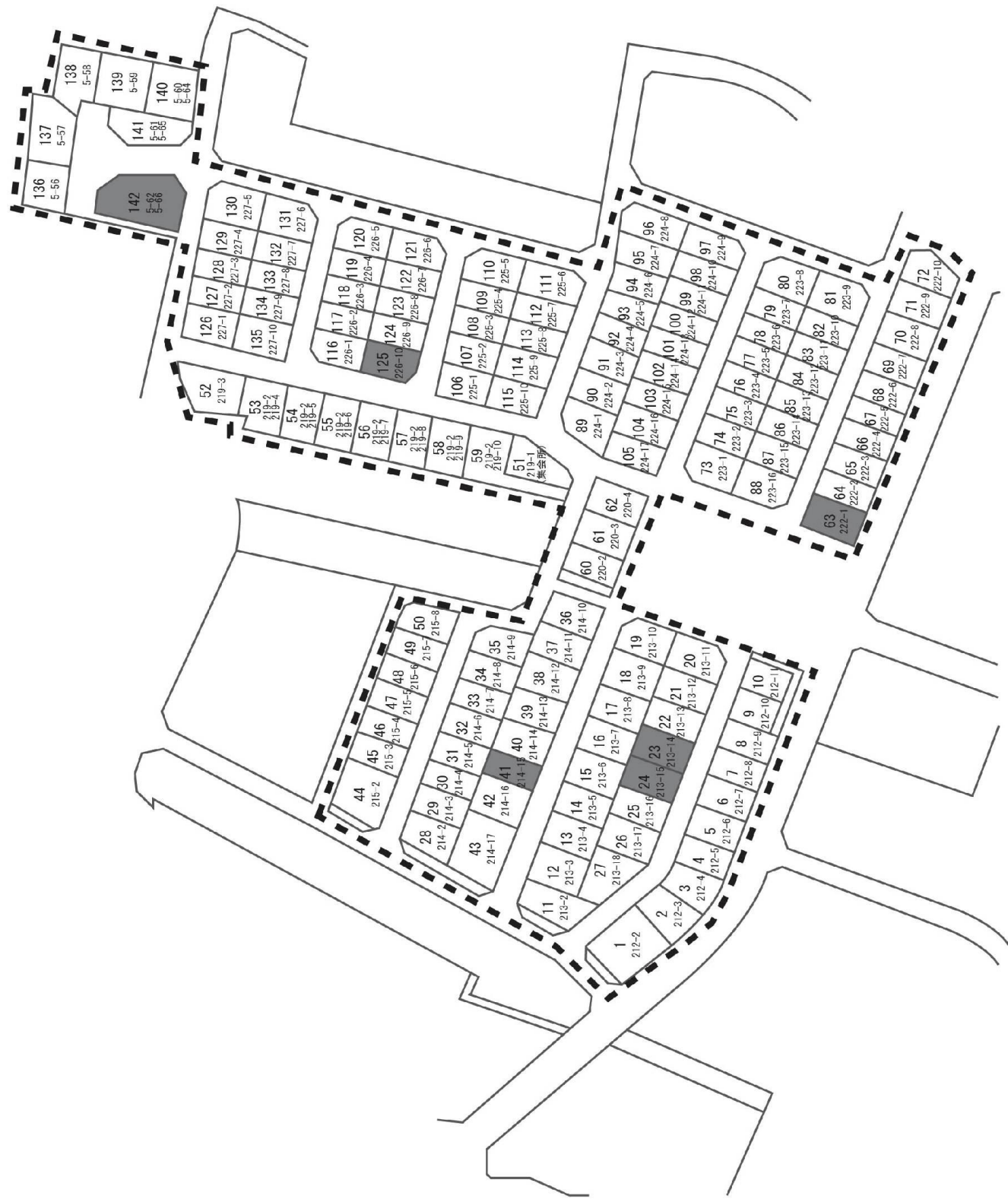
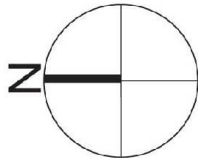
第9条 巡査派出所、公衆電話所、集会所、地方公共団体の出先機関、その他これらに類する公益上必要な建築物については、第8条に定める規定は適用しない。

### ■土地の所有者等の責務

第10条 協定区域内の土地の所有者等は、この協定に定める事項に関する工事又は行為を行う場合は、別に定める「伏見区久我の杜住宅地区建築協定届出書」をあらかじめ運営委員会に提出し、承諾を受けなければならない。



京都市伏見区久我の杜住宅地区建築協定区域



建築協定区域

建築協定区域隣接地

区画番号

登録上の番地  
(すべて大枝北省掛町二丁目)